

第1 法人税基本通達関係

1 定義

【新設】(総収入金額の円換算)

18-1-7の2 特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）の判定に当たり、多国籍企業グループ等に係る最終親会社等（同条第10号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。）の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、当該連結等財務諸表に外国通貨で表示される同条第4号の「総収入金額として財務省令で定める金額」を当該判定に係る対象会計年度開始の日（規則第38条の3（本邦通貨表示の金額への換算）に規定する開始の日をいう。）の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額を用いて当該判定を行うことに留意する。

(注) 本文の取扱いは、法第82条の2第7項各号（国際最低課税額）、令第155条の6第3項第2号及び第3号（特定多国籍企業グループ等の範囲）、令第155条の18第2項第8号（個別計算所得等の金額の計算）、令第155条の35第4項各号（調整後対象租税額の計算）、令第155条の40第1項第2号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）並びに令第155条の44第1項第2号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）並びに規則第38条の10第7項第1号（除外会社等の範囲）及び規則第38条の44第5項第2号（収入金額等に関する適用免除基準）に係る判定を行う場合についても、同様とする。

【解説】

- 1 本制度の対象範囲を決定する特定多国籍企業グループ等とは、多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度において、その「総収入金額として財務省令で定める金額」が「7億5,000万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額」以上であるもの（以下「対象多国籍企業グループ等」という。）をいい（法82四、令155の6④一）、また、多国籍企業グループ等がグループ結合又はグループ分離により組織されていた場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める多国籍企業グループ等も特定多国籍企業グループ等に該当することとされている（令155の6③）。
 - (1) 多国籍企業グループ等の各対象会計年度（以下「判定対象会計年度」という。）の直前の4対象会計年度のうち最も古い対象会計年度開始の日からその判定対象会計年度終了の日までの間にその多国籍企業グループ等に係るグループ結合があった場合 そのグループ結合に係る被支配企業グループ等のそのグループ結合の日以前に終了した各会計年度の総収入金額がその各会計年度に対応するその多国籍企業グ

ループ等の対象会計年度における総収入金額に含まれるものとした場合に対象多国籍企業グループ等に該当することとなるもの

(2) 多国籍企業グループ等の判定対象会計年度がその多国籍企業グループ等に係るグループ分離があった日後最初に終了する対象会計年度である場合 その多国籍企業グループ等のうち、判定対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるもの

(3) 多国籍企業グループ等の判定対象会計年度がその多国籍企業グループ等に係るグループ分離があった日後最初に終了する対象会計年度後の3対象会計年度のいずれかである場合 その多国籍企業グループ等のうち、その最初に終了する対象会計年度から判定対象会計年度までの各対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるもの

(注) 「総収入金額」とは、それぞれ最終親会社等の連結等財務諸表(規38の6①)、被支配企業グループ等が法人税法施行令第155条の6第4項第3号イに掲げる企業グループ等である場合のその企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表(規38の6②一)及び同号ロに掲げる非グループ会社等の計算書類(規38の6②二)における「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」をいうこととされている。

2 ここで、特定多国籍企業グループ等である対象多国籍企業グループ等の判定において、多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合(例えば、我が国のみならず外国でも上場している場合、外国に最終親会社等があり日本に被部分保有親会社等がある場合、為替変動が業績に与える影響を排除する目的で外国通貨建ての連結等財務諸表を作成している場合等)には、外国通貨で表示される「総収入金額として財務省令で定める金額」と「7億5,000万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額」とを比較することとなるため、その「総収入金額として財務省令で定める金額」の円換算の方法が問題となる。そこで、本通達では、この外国通貨で表示される「総収入金額として財務省令で定める金額」の円換算の方法を留意的に明らかにしている。

3 この方法については法令上特段の規定はないところ、判定の基準となる「7億5,000万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額」の円換算については、法人税法施行規則第38条の3に規定が設けられており、具体的には、その判定に係る対象会計年度(同条に規定する対象会計年度をいう。以下同じ。)開始の日(その対象会計年度が参照日(各対象会計年度開始の日を決定するための基準となる日をいう。)から最も近い特定の曜日から開始することとされる場合にあつては、その参照日。以下同じ。)の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により円換算を行うこととされている。

4 そのため、外国通貨で表示される法人税法第82条第4号の「総収入金額として財務省令で定める金額」についても、判定の基準となる「7億5,000万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額」の円換算と同様に、その判定に係る対象会計年度開始の日の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により円換算を行うことが相当である。

5 また、この特定多国籍企業グループ等である対象多国籍企業グループ等の判定以外にも、判定の基準となる金額が法令上ユーロで規定され、これを上記3と同様に本邦通貨表示の金額に円換算して判定を行う場合がある。本通達の注書では、これらの判定における金額（次に掲げる判定の区分に応じそれぞれ次に定める金額）の円換算についても、本通達の本文と同様の方法により、外国通貨で表示される金額を円換算して判定を行うことを明らかにしている。

(1) 構成会社等に係る収入金額等に関する適用免除基準（デミニマス除外）の適用があるかどうかの判定（法 82 の 2 ⑦各号） 法人税法第 82 条の 2 第 7 項第 1 号の「収入金額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額」及び同項第 2 号の「利益又は損失の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額」

（注） 共同支配会社等に係る収入金額等に関する適用免除基準（デミニマス除外）の適用についても、構成会社等に係る収入金額等に関する適用免除基準（デミニマス除外）の規定が準用されているため（法 82 の 2 ⑬）、共同支配会社等についても同様に取り扱うこととなる。

(2) 多国籍企業グループ等に係るグループ分離があった場合における特定多国籍企業グループ等の判定（令 155 の 6 ③二・三） 法人税法施行令第 155 条の 6 第 3 項第 2 号及び第 3 号の「総収入金額」

(3) 構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算における当期純損益金額に加算することとなる罰金等の金額に該当するかどうかの判定（令 155 の 18②八） 法人税法施行令第 155 条の 18 第 2 項第 8 号の「当該罰金等の金額（……）」

（注） 共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算における当期純損益金額に加算することとなる罰金等の金額についても、構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算の規定が準用されているため（令 155 の 18④）、共同支配会社等についても同様に取り扱うこととなる。

(4) 過大であった過去対象会計年度における調整後対象租税額が少額である場合に係る特例の判定（令 155 の 35④各号） 法人税法施行令第 155 条の 35 第 4 項各号の「調整後対象租税額の合計額」

(5) 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額の計算を行うかどうかの判定（令 155 の 40①二） 法人税法施行令第 155 条の 40 第 1 項第 2 号の「当該過去対象会計年度終了の日の翌日から 3 年を経過する日までに納付されなかった金額」

（注） 共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額の計算についても、構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額の計算の規定が準用されているため（令 155 の 48①）、共同支配会社等についても同様に取り扱うこととなる。

(6) 無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額の計算を行うかどうかの判定（令 155 の 44①二） 法人税法施行令第 155 条の 44 第 1 項第 2 号の「当該過去対象会計年度終了の日の翌日から 3 年を経過する日までに納付されなかった金額」

（注） 無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額の計算についても、無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額の計算の規定

が準用されているため（令 155 の 51①）、無国籍共同支配会社等についても同様に取り扱うこととなる。

- (7) 一定の除外会社等に係る要件の判定（規 38 の 10⑦一） 法人税法施行規則第 38 条の 10 第 7 項の「収入金額（……）の合計額」
- (8) 連結除外構成会社等に該当するかどうかの判定（規 38 の 44⑤二） 法人税法施行規則第 38 条の 44 第 5 項第 2 号の「調整後収入金額」